こ成保第312号令和6年5月30日一部改正 こ成保第488号令和7年8月21日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> こども家庭庁成育局長 ( 公 印 省 略 )

# 保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知願いたい。

なお、令和5年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。

記

# 第1 事業の種類

- 1 保育士資格等取得支援事業
- 2 保育士試験追加実施支援事業

- 3 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業
- 4 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 5 保育人材等就職・交流支援事業
- 6 保育体制強化事業
- 7 保育補助者雇上強化事業
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業

## 第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格等取得支援事業実施要綱(別添1)
- 2 保育士試験追加実施支援事業実施要綱(別添2)
- 3 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業実施要綱(別添3)
- 4 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱(別添4)
- 5 保育人材等就職·交流支援事業実施要綱(別添5)
- 6 保育体制強化事業実施要綱(別添6)
- 7 保育補助者雇上強化事業実施要綱(別添7)
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱 (別添8)
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱 (別添9)
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱(別添 10)

## 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱

#### 1 事業の目的

待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下、別添4において「市町村」という。)、又は、市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設(「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村が実施する認可保育所もしくは地域型保育事業への移行を前提として、整備費・改修費または賃借料の国庫補助を受けている施設に限る。)及び企業主導型保育事業(以下「保育所等」という。)に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

#### 4 対象者及び対象期間

本事業の対象者は、保育士として保育所等に採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士とする。本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない。なお、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。

#### (経過措置)

- (1) 令和3年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え9年以内の者」も本事業の対象者であった市町村については、令和7年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。
  - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から 起算して9年以内の者(令和7年3月31日時点において、令和3年度か ら現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。)。
- (2) 令和4年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超 え8年以内の者」も本事業の対象者であった市町村については、令和7 年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。
  - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から 起算して8年以内の者(令和7年3月31日時点において、令和4年度か ら現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。)。
- (3) 令和5年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え7年以内の者」も本事業の対象者であった市町村については、令和7年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。
  - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から 起算して7年以内の者(令和7年3月31日時点において、令和5年度か ら現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。)。
- (4) 令和6年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え6年以内の者」も本事業の対象者であった市町村については、令和7年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。
  - ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して6年以内の者(令和7年3月31日時点において、令和6年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る。)。

#### 5 留意事項

- (1) 宿舎借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれ に類する補助をしている場合には、対象としないこと。
- (2) 未入居の月は、対象としないこと。
- (3) 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。
- (4) 令和元年度までに本事業の対象者となり、令和7年度も引き続き同じ宿舎 に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用できること。
- (5) 令和2年度から令和6年度までに本事業の対象者となり、令和7年度も引き続き同じ宿舎に入居している場合には、令和6年度の補助基準額を適用できること。
- (6) 4における「やむを得ない事情」の申し出があった場合は、本人または事業所に確認を行った上で判断すること。
- (7) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。

# 6 費 用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。